

1. 計画策定の趣旨

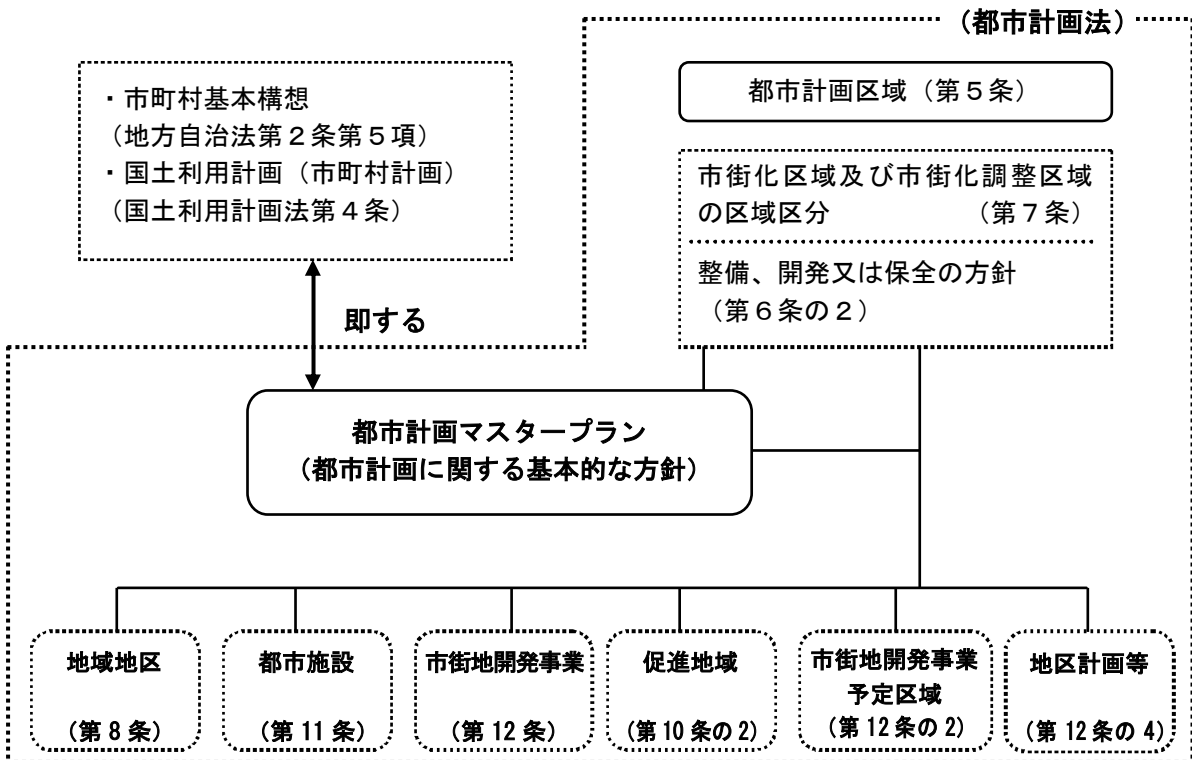
(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正によって創設されたものである。

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、「全体構想」において都市全体の整備課題に応じた整備方針、都市生活、経済活動等を支える諸施設の整備計画や方針等を大局的かつ総合的に定めるものである。

また、「地域別構想」において区分した地域ごとにあるべき市街地像を確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針や地域の生活や諸活動を支える諸施設の計画・整備方針・整備プログラム等を、きめ細かくかつ総合的に定めることを内容として、市町村自らが策定する責務を有するもので、都市計画法第18条の2第1項の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として規定されるものである。

【都市計画法における位置づけ】



(2) 大和高田市都市計画マスタープランの目標年次

本都市計画マスタープランは、平成24年度を初年度として、概ね20年後を展望しつつ、上位計画との整合を図るため都市施設等については優先的に概ね10年以内に整備するものを目標として示し、平成33年を目標年次とする。

また、第4次大和高田市総合計画の目標年次が平成29年度であることから、まちづくりを取り巻く状況の把握に努めつつ、第4次大和高田市総合計画の見直しに合わせて、必要な見直しを行うものとする。

(3) 大和高田市都市計画マスタープラン見直しの背景

本市では平成 10 年 3 月に「大和高田市都市計画マスタープラン」を策定したが、既に策定から 10 年以上が経過し、高齢化社会への本格的な移行や経済の低迷をはじめとして社会・経済状況が大きく変化している。

国においては、平成 12 年から 15 年にかけて都市計画法が大幅に改正され、平成 16 年には景観法が制定されるなど都市づくり、まちづくりの視点が変化している。

奈良県においても、平成 16 年 3 月に奈良県都市計画区域マスタープランが決定され、今後 10 年間の都市計画の基本的な方向が示されている。

以上の状況を踏まえ、本市においても第 4 次大和高田市総合計画を踏まえつつ、道路や公園などの都市施設の整備や都市防災、景観形成など都市計画やまちづくりにかかる計画的な整備を図ることが求められている。

(4) 大和高田市都市計画マスタープランの役割

産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる生活の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めることが求められている。

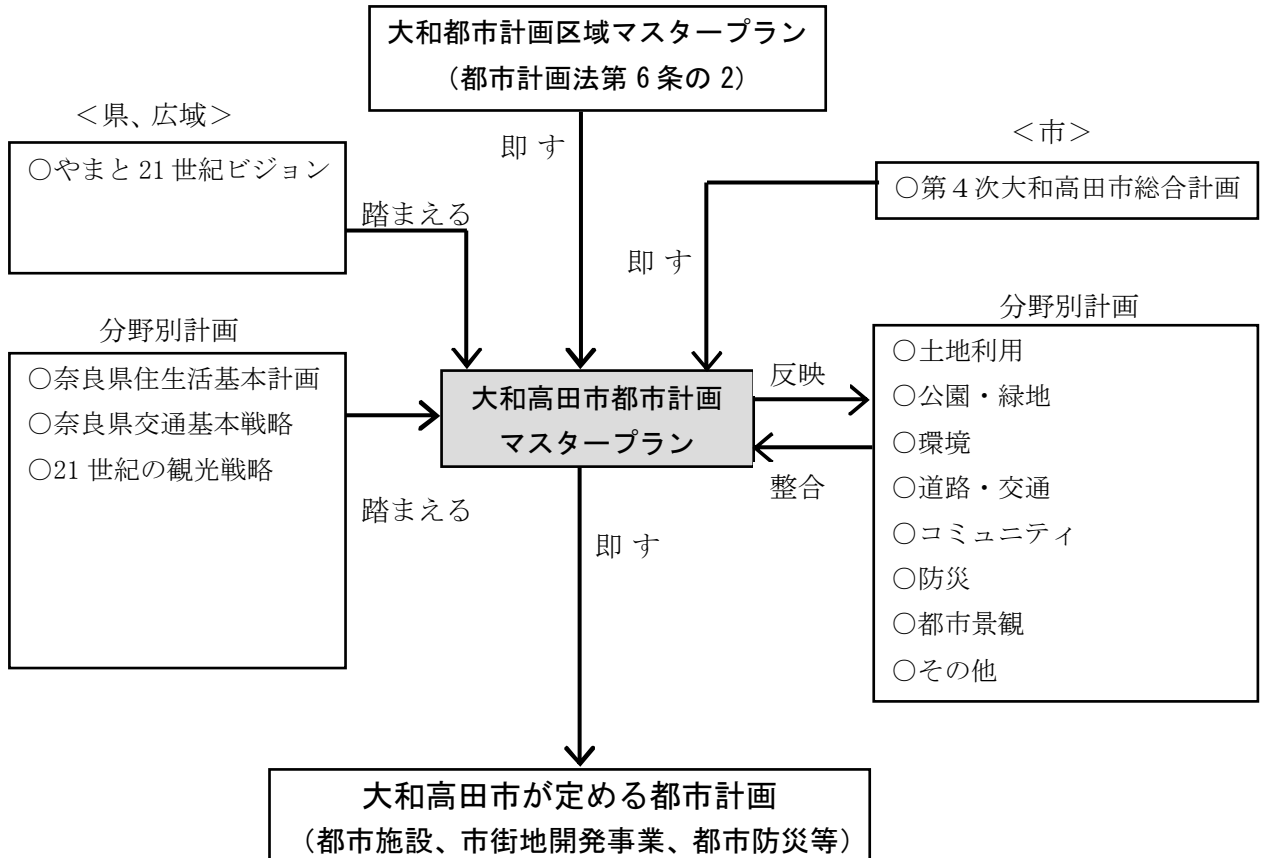
以上のことから、大和高田市都市計画マスタープランに求められる役割は、以下のように整理する。

- ①実現すべき具体的な都市像を示す。
- ②土地利用規制等、都市計画の意義に対する地域住民の理解を得る根拠とする。
- ③都市計画相互の調整を図る。
- ④土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とする。
- ⑤市全体及び地域レベルのまちづくりを推進する指針とする。

(5) 大和高田市都市計画マスタープランの位置づけ

奈良県の都市計画区域マスタープランや第4次大和高田市総合計画をはじめとする上位計画、各種関連計画等の関連から、本都市計画マスタープランは次のように位置づけられる。

【大和高田市都市計画マスタープランの位置づけ】



(6) 構成と策定方法

「大和高田市都市計画マスタープラン」は、都市全体の都市計画の目標、生活像、産業構造、自然的環境などのビジョンを踏まえた目指すべき都市像、その実現のための主要課題、整備方針を総合的に示す「全体構想」と、地域別の将来目標、まちづくりの方針やまちづくりの施策等を示す「地域別構想」で構成する。

本都市計画マスタープランの内容・構成と策定方法の概略は、以下のとおりである。

【大和高田市都市計画マスタープランの構成】

